

## 訴状作成チェックリスト

当事者	原告	郵便番号	
		住所 (本店)	
		電 話	
		氏名 (商号 代表者)	
	原告	郵便番号	
		住所 (本店)	
		電 話	
		氏名 (商号 代表者)	
	被告	郵便番号	
		住所 (本店)	
		電 話	
		氏名 (商号 代表者)	
	被告	郵便番号	
		住所 (本店)	
		電 話	
		氏名 (商号 代表者)	
管轄	相手方の住所地等      義務履行地      物件所在地      合意管轄		
	簡易 (地方) 裁判所      民事第      室 (部)      係      担当書記官		
	電 話		
事件名			
訴訟物		金銭支払請求事件 土地・建物明渡請求事件 登記請求事件 その他	賃貸借契約関係 少額訴訟事件
貼用印紙			
予納郵券		東京簡易裁判所場合      各裁判所により異なります。	
添付書類		資格証明書・商業登記簿謄本      訴訟委任状      契約書等書証      函面 住民票・戸籍謄本・不動産登記簿謄本      評価証明書 (公課証明書)	

書類作成のため 調査		依頼者の面談	書類等にて事実の確認	証拠の収集
管 轄	事物管轄	訴訟物の価額が140万円超の場合地方裁判所 訴訟物の価額が140万円以下の場合簡易裁判所(裁判所法33条1項1号) 不動産に関する訴訟(登記請求訴訟・明渡請求訴訟など)140万円以下でも地方裁判所に訴提起可能 少額訴訟(訴額60万円以下の金銭支払請求事件(法368条1項))は簡易裁判所		
	土地管轄	相手方・被告の住所地または本店所在地(法4条) 義務履行地(法5条1号)・不法行為地(法5条9号) 登記請求事件は管轄法務局の所在地(法5条12号)		
	専属管轄	人事訴訟は家庭裁判所の専属管轄(人訴4条) 特許事件 会社関係事件・民事執行事件		
訴状・書証等		訴状正本1通+副本(相手方の数) 甲号証		
チ ェ ッ ク リ ス ト	当事者の 確定	住民票 戸籍謄本等相続人確定に必要な戸籍・除籍・原戸籍謄本 相続放棄・限定承認の申述の有無の照会及び相続放棄等なき旨の証明書 相続財産管理人資格証明書 破産管財人資格証明書 商況登記簿謄本または登記事項証明書 (取締役・代表取締役・支配人・清算人・更生管財人・保全管財人)		
	物の特定	不動産登記簿謄本または登記事項証明書 公図 住宅地図 地積測量図 建物図面・各階平面図		
	不動産の 価額の算 定	固定資産税評価証明書		
	その他証 拠	公課証明書 契約書 写真 陳述書 内容証明郵便・配達証明書 仲介契約書・重要事項説明書 鑑定書 定款・議事録		

## 柏倉司法書士行政書士事務所

事務所	東京都文京区千駄木三丁目50番12号 モナーク千駄木603号
電話	03-5685-2305
FAX	03-5685-2541
MAIL	<a href="mailto:kashiwakura@zoo.email.ne.jp">kashiwakura@zoo.email.ne.jp</a>
HomePage	<a href="http://www.yoichi.net/">http://www.yoichi.net/</a>